



108-8020
東京都港区白金 1-17-3

アクサ タロウ 様

9Q5999-999999727M0

Z999-000001
0000001# 1/1-99999999

親展 重要 年払保険料お払込予定のお知らせ

〒108-8020 東京都港区白金 1-17-3
NBFプラチナタワー

アクサ生命保険株式会社

【問い合わせ先】 カスタマサービス

【TEL】 0120-568-093

【発信元】 個人収納グループ

大切なお知らせですので必ずお読みください。
ご案内は内側にあります

矢印の部分をゆっくりとねいに開いてご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。



平成XX年分 年払保険料お払込予定のお知らせ

下記ご契約につきまして、本年における年払保険料の金額をお知らせいたします。(注1)

団体名			
顧客番号	制度番号	事業所・所属番号	加入者番号
ご契約者(ご加入者) アクサ タロウ 様			証券番号 999-999999
年金受取人 *** ** **			
契約日(更新日) 平成24年10月1日	年金支払期間 ***年	年金支払開始日 **年**月**日	
払込方法 年払	保険料払込期間 5年	保険期間 5年	
保険種類 医療保険			

【ご参考】 保険料年間お払込み予定

適用制度	新生命保険料控除制度 (注2)	払込期月	平成XX年XX月		
年金	年間個人年金保険料 0円	配当金(相当額)	0円	個人年金申告予定額	0円
一般	年間一般生命保険料 99,999円	配当金(相当額)	0円	一般申告予定額	99,999円
介護医療	年間介護医療保険料 500円	配当金(相当額)	0円	介護医療申告予定額	500円

年払のご契約につきましては、本年のお払込期月が到来し、保険料をお払込みいただいた後に、「生命保険料控除証明書」を発行させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

お払込み予定のある年払保険料につきましては、翌年1月未までに「控除証明書」を所轄の税務署に提出することを条件にあらかじめ、その分を年末調整にて申告することができます。その際は、上記金額をご参照下さい。

(注1) このご案内は、「生命保険料控除証明書」ではございませんので、ご注意ください。
(注2) 平成22年度税制改正において生命保険料控除に関する改正が実施されました。本契約が新・旧どちらの制度が適用されるかを表示しております。

平成XX年XX月XX日

アクサ生命保険株式会社

年払保険料お払込み予定のお知らせについて

給与所得者の年末調整における保険料控除申告の際には、「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」と言います。)の添付が必要となっております。
しかしながら、年払のご契約は、本年分保険料のお払込みが完了した後でなければ、年間証明額記載の「控除証明書」の発行はできないことになっております。
貴方様のご契約(年払)につきまして、本年のお払込み期月が到来し、実際に保険料をお払込みいただいた後に「控除証明書」を発行させていただきますので、あらかじめご了承承継り下さいますようお願い申し上げます。
なお、確定にお払込み予定のある年払保険料については、翌年1月未までに、「控除証明書」を所轄の税務署に提出することを条件に、あらかじめその分を年末調整にて申告することができます。その際には記載の申告予定額をご参照ください。
ただし、各企業には記載の年末調整事務処理の都合上、上記のお取扱いができない場合があります。その場合は確定申告でのご申告をお願い申し上げます。

生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降に生命保険会社・損害保険会社と締結(更新)した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。
そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約(旧制度)と平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険料控除の適用が異なりますのでご注意ください。
なお、生命保険料控除の詳しい制度につきましては、当社ホームページまたは生命保険協会のホームページをご参照ください。

生命保険協会ホームページ	http://www.seiho.or.jp/
アクサ生命保険株式会社ホームページ	http://www.axa.co.jp/

1. 新制度・旧制度の適用判定について

本契約に適用される制度は、証明額欄の「適用制度」をご確認ください。

「適用制度」の表示	申請方法
新生命保険料控除制度	新制度の生命保険料控除にて申告してください。
旧生命保険料控除制度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください。

(注) 複数の契約があり、新制度と旧制度の生命保険料控除証明書をお持ちの場合で、新制度と旧制度の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合、新制度と旧制度の控除額の合計額が申告額となります。(生命保険料控除額は、所得税合計12万円、住民税合計7万円が限度)

2. 新制度に関する留意事項

- 配当金(相当額)は本契約に割り当てられる配当金を、生命保険料控除が適用される「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の各保険料によって按分して算出しております。
- 「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」は、法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しております。

例) 「一般生命保険料」…生存又は死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
「介護医療保険料」…入院・通院・罹患・介護等に伴う給付部分に係る保険料
「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適用特約の付加された個人年金契約等に係る保険料

なお、上記の3種類の区分に含まれない保険契約(例: 身体の傷害のみ起因して保険金が支払われるもの)に係る保険料は生命保険料控除の対象外となっております。
そのため、実際の保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

保険料控除区分の適用については、法令等による基準に基づき判定いたします。
そのため商品名や特約名に「介護」や「医療」の名称が含まれても、必ずしも介護医療保険料控除の対象にはならない商品・特約があります。

- <主契約の代表例>
- ◆「医療給付金付個人定期保険」の場合 ⇒「一般生命保険料控除」となります。
 - ◆「介護終身保険」の場合 ⇒「一般生命保険料控除」となります。

また、ご契約内容の変更等により前年度の保険料控除区分の適用から変更となる場合があります。